

子育てサポート企業認定(くるみん認定)通知書交付式を開催しました。

千葉労働局では、新たに以下の3社(認定順)を子育てサポート企業として認定(くるみん認定)し、去る7月2日に、認定通知書交付式を開催しました。今回認定した3社はいずれも初めての認定となります。

- ① 社会福祉法人 野田みどり会
- ② ちばぎん証券株式会社
- ③ 株式会社スズキ技研



認定マーク「愛称 くるみん」

認定通知書交付式の様子



前列右より、小澤労働局長、社会福祉法人野田みどり会事務局長 尾島氏、ちばぎん証券株式会社取締役社長 伊東氏、株式会社スズキ技研管理部部長 齊藤氏。後列右より、加藤雇用均等室長、ちばぎん証券株式会社人事部長 古美山氏(敬称略)

当日は、小澤局長より認定企業を代表する皆様に認定通知書が交付された後、懇談会が行われ、仕事と家庭の両立に関する各社の取組や実態、今後の方向性等について意見交換が行われました。

◎認定企業からのコメント（取組内容、成果、メッセージ等）

① 社会福祉法人 野田みどり会 事務局長 尾島 敏則 氏

当法人は女性職員が多く、女性が働きやすい職場環境づくりの一環として、3年間の育児休業制度を導入し、出産した女性職員の100%が希望する期間に育児休業を取得できる環境を構築し、更なる取組として、子が3歳となり、職場復帰した後も育児と仕事が両立できるよう、育児短時間勤務制度の対象を、小学校就学前までの子を育てる労働者に拡充しました。

以前は、経験を積んだ女性職員が出産を機に退職する場合がありますでしたが、育休期間が最長3年となつてからは減少しました。介護職員の確保が厳しい現状の中、経験豊富な職員が復帰するメリットは非常に大きいと考えます。

② ちばぎん証券株式会社 取締役社長 伊東 正 氏

「企業の活力や競争力の源泉である有能な人材の確保・育成・定着」や「お互いが強調し、生産性向上に努める企業風土の醸成」には、「仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の実現」に向けた取組が必須であると考えています。私たちは、満足のいく仕事をするには満足のいく生活が必要だと考えます。また、満足のいく生活をするには満足のいく仕事をする必要だとも考えます。仕事と生活は切り離されるものではなく、必ず両立できるものです。

「くるみん認定」は、仕事と生活の調和の実現ができる企業であるとの一つの目安になると思います。是非「くるみん」にも注目して就職活動をしてみてください。

③ 株式会社 スズキ技研 管理部部長 齊藤 義弘 氏

有給休暇は取得できない、取得しなければならない理由がわからないという声も多く聞かれたが、貼り紙や朝礼等で継続して促進を図り、まずは身をもって体感してもらうために部門長協力のもと、計画的に取得をしてもらう活動をしました。心身をリフレッシュできて、作業効率も上がる、有給取得は大事なことだという声が多くなりました。

くるみん認定取得に向けては、様々な規定やルール、考え方の見直しが必要ですが、従業員だけでなく、その家族等にも喜ばれるものです。是非くるみん取得を目指して下さい。

※くるみん認定、特例認定（プラチナくるみん認定）制度について

次世代育成支援対策推進法（以下 次世代法）に基づき、従業員の仕事と家庭の両立を推進するための計画（一般事業主行動計画）を策定し、子育て支援に取り組んだ結果、行動計画に定めた目標を全て達成する等、一定の要件を満たした場合に、子育てサポート企業として認定を受けることができます。

認定を受けると、**認定マーク「くるみん」**を商品や求人広告、名刺等に付けることができ、社員を大切にする企業としてのイメージアップ、優秀な人材の確保等につながることを期待できます。

また、平成27年4月1日より、**現行のくるみん認定を受けた企業が、さらに高い水準の取組を行い、一定の基準を満たした場合に受けられる特例認定（プラチナくるみん認定）制度**が創設されました。

特例認定を受けると、**特例認定マーク「プラチナくるみん」**を使用することができ、より進んだ仕事と子育ての両立のための取組を行っている企業として、大きくアピールすることができます。

さらに、特例認定を受けると、一般事業主行動計画の策定・届出義務が免除される代わりに少なくとも年に1回、次世代育成支援対策の実施状況を公表していただくこととなります。

くるみん認定制度、特例認定（プラチナくるみん認定）制度、次世代法等に関するお問い合わせは千葉労働局雇用均等室までお願いいたします。



2015年認定事業主